

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

第27回

2024年6月10日

放送定義や放送政策をめぐる諸外国動向

報告内容

1. 諸外国における放送等の定義及びその規律内容
2. 諸外国調査から得られた知見
3. 最近の政策動向にみる主な論点

1. 諸外国における放送等の定義及びその規律内容（米国）

	主な定義語	定義の内容	規律内容の例
米国 	放送	一般公衆により直接又は中継局を経由することにより受信されることを目的とする無線通信の伝搬	【コンテンツ規制等】 ・虚偽情報、ニュース歪曲、政治・公職候補者、公序良俗、青少年保護、アクセシビリティ（字幕、解説等）、警報、広告等 ・字幕付きで放送された放送番組をインターネット上で再送信する場合の字幕付与 【エリアカバー】 ・原放送局によってカバーされていないエリアにおいてケーブルや衛星による再送信を可能とする仕組み ・公共放送について、放送及び非放送技術の利用を含め、最も効率的かつ経済的な手段により、可能な限り多くの米国市民にサービスを提供する仕組み
	ケーブルサービス	映像番組又はその他の番組サービスの一方向での加入者への伝送、かつ、かかる映像番組又はその他の番組サービスを選択又は利用するために必要な加入者との相互のやり取り（もしあれば）	【コンテンツ規制等】 ・公序良俗、青少年保護、警報、チャンネル割当て等 【再送信】 ・放送信号の再送信に当たって、一定の放送局の放送信号を伝搬する義務（マストキャリー義務）を負うか原放送局から再送信の同意を得る義務を負うかを選択
	直接衛星放送サービス	12.2-12.7GHz帯の放送衛星サービス宇宙局から送信又は再送信される信号を、加入者又は一般公衆が直接受信することを目的とする無線通信サービス（直接受信には、個別受信及びコミュニティ受信を含む。）	【コンテンツ規制等】 ・公序良俗、青少年保護、警報、チャンネル割当て等 【再送信】 ・放送信号の再送信に当たって再送信同意を得る義務 ・原放送局のローカル市場内に所在する加入者に対してその原放送局が行う一次送信の二次送信を提供する場合において、そのローカル市場内にある全ての放送局の信号を要求に応じて伝搬する義務

1. 諸外国における放送等の定義及びその規律内容（英国）

	主な定義語	定義の内容	規律内容の例
英国 	放送	無線電信による放送	• DTTの世帯カバレッジはアナログ放送の放送範囲と同等
	放送番組サービス	<ul style="list-style-type: none"> • テレビジョン番組サービス • オンデマンドプログラムサービス 	
	テレビジョン番組サービス	<ul style="list-style-type: none"> • テレビジョン放送サービス（放送されることを目的として提供されるテレビジョン番組のサービスから構成されるサービス、かつ、公衆が受信可能なように提供されるサービス） • テレビジョン免許コンテンツサービス（衛星から放送されるテレビサービス、電子通信ネットワークを利用して配信されるテレビサービス（インターネット経由で放送されるサービスを含む。）又はラジオ多重放送によって提供されるサービス） • デジタルテレビジョン番組サービス • 制限的テレビジョンサービス 	<p>【コンテンツ規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 青少年保護、公序良俗、宗教、正確性、選挙・国民投票、公平性、プライバシー、広告等（テレビジョン及びラジオサービスに含まれる番組のコンテンツについて基準を設定した「Ofcom放送コード」によるもの） <p>【エリアカバー】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公共サービス放送が特定地域における必須提供サービスの受信を確保する義務 • 公共サービス放送が衛星放送・CATVサービスに対してサービスを提供する義務（マストオフター義務） <p>【再送信】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 衛星放送・CATVサービスが公共サービス放送を自己のプラットフォームで視聴できるようにする義務（マストキャリー義務）
	オンデマンドプログラムサービス	主たる目的が、テレビジョン番組サービスに通常含まれる番組の構成・内容と同等のものであり、アクセスがオンデマンドで行われるものであり、編集責任を有する者が存在するものであり、当該者によって公衆の利用に供することとされたものであり、その者の本社が英国内にあるものであり、かつ、サービスに関する編集上の決定が英国内で行われるもの	<p>【コンテンツ規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公序良俗、広告等（「Ofcom放送コード」の一部によるもの）

1. 諸外国における放送等の定義及びその規律内容（ドイツ・フランス）



	主な定義語	定義の内容	規律内容の例
ドイツ 	放送	報道・編集された番組を、動画又は音声で一般向けに編成・配信し、電気通信手段によって放送スケジュールに沿って同時受信すること	【コンテンツ規制】 ・人権、広告、番組の国籍、自社制作、公序良俗、宗教、統一ドイツの団結・国際理解等 【エリアカバー】 ・公共放送の同時再送信を行う仕組み
	テレメディア	電気通信法に規定する電気通信サービス又はメディア州際協定に規定する放送に該当しない全ての電子的情報通信サービス	【再送信】 ・メディアプラットフォームの提供者は、伝送容量の三分の一以内を確保して、法律および州メディア監督機関が指定および免許した番組（公共放送、ローカル民放：州／地域／地方）を配信する義務
フランス 	視聴覚通信	公衆へのサービスを実現する態様はどうか、公衆向け通信としてのラジオ及びテレビサービス又は公衆向けビデオ・オン・デマンドサービス（個人の要求により発信者と受信者の間でデジタルデータを交換するオンラインサービスを除く。）	【コンテンツ規制】 ・青少年保護、広告、人権、公序良俗等、番組の国籍等 【エリアカバー】 ・地上デジタルの無料放送を行う事業者が地上デジタルで人口の95%以上、他の手段（番組配信が可能な手段であれば技術指定なし）を合わせて人口の100%をカバーする義務 【再送信】 ・地上波以外の手段で番組配信を行う事業者が公共サービス放送を無料で配信する義務 ・地上波以外の手段で番組配信を行う事業者が地上放送の無料チャンネルを適切な料金で配信する義務

2. 諸外国調査から得られた知見

- 米国・英国は法律上の放送の定義は、伝送路に着目した、無線によるものと狭義である。しかし、英国は、放送番組のインターネット配信に対して放送の規律を適用しており、ビデオ共有プラットフォームも規制対象となっている。また、米国でも、同時配信への放送規律の適用が拡大している。
- ドイツ・フランスは法律上の放送の定義は伝送路を問わず広義で、同時配信やVODも放送と同様に、放送規律に準じたコンテンツ規制が課せられ、ビデオ共有プラットフォームも規制対象となっている。

国	検討のポイントとなり得る諸外国の事例
 米国	<ul style="list-style-type: none"> 放送の定義は日本よりも狭い。他方で、公共放送の射程は狭義の放送だけにとどまらず、オンラインで積極的に番組を配信。 地上波アンテナ経由でTV番組を視聴する世帯は20%弱で、過半数の世帯はケーブルや衛星といった従来型の有料TVサービスに加入。しかし、近年は、インターネット上で提供されるオンライン動画配信サービス利用も拡大しており、従来型有料TVサービスを解約する世帯も増加。 このため、オンライン動画配信プラットフォームにはどういった規律が求められるのかも検討されている。実際に、放送番組をインターネット上で再送信する場合の字幕付与等、放送の規律の射程がインターネットに拡大しているものもある。
 英国	<ul style="list-style-type: none"> 放送の定義は狭いが、PSB（公共サービス放送）とは、英国の視聴者が、市民としてニーズと個人としての関心に応えるための質の高い番組を、幅広く享受できることを保証するために、議会の介入によって策定された制度と、Ofcom声明文書で説明。 放送の同時配信は「テレビジョン免許コンテンツサービス」としてOfcom放送コードの規制対象となり、見逃し配信/VODは「オンデマンド・プログラム・サービス（ODPS）」として同コードの一部であるODPS規則及びガイダンスに従う。前者は免許制で、後者は届出制となっている。「ビデオ共有プラットフォーム（VSP）」も基本法で規制対象となっているが、「2023年オンライン安全法（OS法）」の成立により、VSP規制はOS法に引き継がれ、規制が強化される。
 ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 公共放送は同時配信やオンデマンドが義務付けられ、メディアプラットフォームは指定又は免許された公共放送・ローカル民放番組の再送信が義務付け。 エリアカバーの実際（バイエルン州の例）：民放テレビ番組は、地上波（DVB-T2のカバレッジは限定的）、ケーブル、衛星、IPTVで放送。バイエルンニューメディア監督機関（BLM）は、民放開始以降、ブロードバンドケーブルに依存して人口カバーを拡大。2002年からは、同州のDVB-Sプロジェクトとして、ローカル民放のデジタル放送を衛星経由で開始。衛星受信装置等の開発では「バイエルン州メディア法」に基づき同州からの補助金でBLMが継続的に開発。2021年からは、14のローカル番組が使用していた2つの衛星中継器を1つに削減し、コンテンツ制作投資に充当。BLMは、衛星とHbbTVを通じたローカルTVに力を入れ、BLMの支援でメディアライブラリー（インターネット経由のオンデマンド番組提供）を地元テレビ局向けに設置。
 フランス	<ul style="list-style-type: none"> 地上波以外の手段を使って放送の人口カバレッジ100%を実現しており、放送コンテンツを配信する事業者（ストリーミング配信含む）に対しては公共放送の無料配信を義務付けている。 TV視聴の媒体別割合ではIPTVが70%近くに達していること、公共放送をはじめ主要な地上テレビ放送事業者は同時再送信+見逃し視聴のアプリ配布を実施していること、通信事業者もIPTVと並行して「ネットにつながる機器のどれでも視聴可能」なストリーミングサービスとしてそれをサポートしていることから、通信事業者のIP基盤を通じた放送サービスへの協力例として、ルーラル地域へのIPユニキャスト配信等への参考例になると考えられる。

3. 最近の政策動向にみる主な論点（米国）

 論点	内容
視聴者保護 放送の広告規制の一部（音量レベル制限）の動画配信への拡大【法案提出】	<ul style="list-style-type: none"> 2023年3月に上院及び下院で提出された法案「CALM近代化法案（CALM Modernization Act）」は、FCCの権限を拡大し、放送番組の広告音量を制限する規制を動画配信サービスにも適用するよう指示
公共安全強化 動画配信プラットフォームへの緊急警報システム参加を義務付ける検討【FCC意見募集】	<ul style="list-style-type: none"> 2021年1月に成立した「2021会計年度国防受験法」は、FCCに対して、緊急警報システムに動画配信プラットフォームを加えるかどうかについて意見募集を行うよう指示、FCCは2021年3月に同手続きを実施 放送事業者（全米放送事業者協会（NAB）等）、動画配信事業者（全米映画協会（MPA）、AT&T等）双方から、技術的な問題や、それに伴う負担が多くなる一方、効果は限定的といった理由から、その実現可能性は低いとするコメント（動画配信プラットフォームでは特定の地域でタイムリーな緊急警報情報の表示が事実上不可能、携帯電話向け警報と重複する可能性があり利用者の混乱を招く等）
アクセシビリティ確保 インターネットオリジナルコンテンツへの字幕の付与【法案提出】	<ul style="list-style-type: none"> 2023年7月に上院及び下院で提出された法案「通信・映像・技術アクセシビリティ法」は、21世紀通信・映像アクセシビリティ法（21st Century Communications and Video Accessibility Act : CVAA）を改正し、オンラインで提供される動画番組へのクローズドキャプションや音声ガイドを付与する義務の適用や、クローズドキャプションの品質基準等を規定
放送番組配信の対価 一部オンライン動画配信サービスへのローカルTV局との同時再送信交渉義務の適用検討【FCCでの検討】	<ul style="list-style-type: none"> ローカルTV局の収入基盤を強化するため、放送番組をリニア配信する一部のオンライン動画配信サービスに対して、同サービスを提供する市場のローカルTV局と放送番組配信にかかる同時再送信交渉を義務付ける提案が一部の議員や業界から主張され、FCCの関連する手続きでも複数のコメントが提出
大手テック企業との団体交渉 ローカルニュース配信の正当な報酬確保【法案提出、委員会通過】	<ul style="list-style-type: none"> 2023年3月に上院で再提出された「ジャーナリズム競争・維持法（Journalism Competition and Preservation Act : JCPA）」は、TV局を含む中小報道機関がそのコンテンツへの正当な報酬を求めてFacebookやGoogle等と団体交渉することを容認

3. 最近の政策動向にみる主な論点（英国）

 論点	内容
プロミネンス マストキャリア義務の RTSSへの適用 【2024年メディア法】	<ul style="list-style-type: none"> 「2024年メディア法（Media Act 2024）」により、新たなマストオファー義務とマストキャリア義務が規定された。<u>指定インターネット番組サービス（Designated Internet Programme Service : DIPS）</u>プロバイダー（PSBが該当）に対しては「マストオファー義務」が、<u>規制対象テレビジョン選択サービス（Regulated Television Selection Service : RTSS）</u>のプロバイダーに対しては「マストキャリア義務」が課される。これにより、RTSSプロバイダーは、DIPSを「<u>適切に目立たせる（appropriate prominence）</u>」ことが求められる。本規定を踏まえて開発されたのが、Freelyアプリ（地上波番組の視聴環境をインターネットで再現するための共同プラットフォーム）で、2024年4月末にFreely内蔵スマートTVの発売が開始された。 RTSSとは、英国内の相当数の視聴者がTVコンテンツにオンラインでアクセスするために利用しているものを対象とすることが示されており、スマートテレビ、有料テレビ事業者、ストリーミングスティック、セットトップボックスなどが含まれる可能性が指摘されている。 業界関係者の間では、「適切なプロミネンス」とは、実際には何を意味するのかという議論がある。比較的単純なEPGコードでのプロミネンスとは異なり、様々なコネクテッドTVのインターフェースにまたがる議論となるため、RTSSがそのサービスに表示されるコンテンツを目立たせるために、どのような方法が適切なのか（例：音声起動検索、ランキング基準、コンテンツレールの順序、アプリの設定など）、業界関係者の間での調整が必要になると見られている。
視聴者保護、 アクセシビリティ確保 Ofcom放送コードのオ ンラインチャンネルへ の適用 【2024年メディア法】	<ul style="list-style-type: none"> 英国では現在、約4分の3の世帯がスマートテレビを所有しており、視聴者はPluto TV、Samsung TV Plus、LG Channels、Amazon Freeveeといったサービスを通じて、最大900の規制対象外のオンラインチャンネルにアクセスすることができる。しかし、これらのチャンネルは現在、従来の放送事業者に課されているコンテンツ規制に従う必要はない。 英国では、規制対象の電子番組ガイドに掲載されるチャンネルのみが、Ofcom放送コードに基づくコンテンツ規制の対象となる。これらの番組ガイドは現在、Freeview、Freesat、Sky、Virgin Media、YouViewによって提供され、公共放送が目立つように表示されるよう、義務付けられている。 他方で、その他の番組ガイドやチャンネルの多くがインターネットで配信されているが、現在、規制の対象外である。少なくとも19の規制対象外の電子番組ガイドがあり、英国の視聴者は、プレインストールされたソフトウェアを介して直接、ダウンロードしたアプリケーションを介して、あるいは他の番組ガイドのチャンネルスロット経由で、テレビからアクセスすることができる。 しかし、一部のオンラインチャンネルは、運営会社が自主的に定めた不適切または有害な素材に関する規則に従っているものの、<u>英国の視聴者は番組に問題があってもOfcomに苦情を申し立てることはできず、Ofcomにはチャンネルが有害な素材を放送した場合に罰金などの制裁を科す権限がない。</u>また、規制対象外のチャンネルは、<u>障がい者のために字幕、音声ガイド、手話を利用できるようにするOfcom規則に従う必要がない。</u> そのため、これらの規制対象外のオンラインチャンネルについても、Ofcom放送コードの適用を可能とすることが、「2024年メディア法」によって定められた。

3. 最近の政策動向にみる主な論点（英国）

 論点	内容
DTTの将来 ユニバーサルTV配信に向けたアプローチ 【Ofcomによる政府報告】	<ul style="list-style-type: none"> Ofcomが2024年5月9日にDCMS（文化メディアスポーツ省）へ提出した「テレビ配信の未来」報告書では、デジタル地上波テレビ（Digital Terrestrial Television：DTT）を無期限に継続すべきだとする放送業界のコンセンサスは崩れたとし、産業界と政府が検討すべきDTTの将来として、ユニバーサルTV配信に向けた3つのアプローチが示された。 <ol style="list-style-type: none"> より効率的なDTTサービスへの投資： DTTプラットフォームが2030年代に十分な視聴者規模を提供すると考えられる場合、あるいはインターネットへの移行が望ましくない場合、継続的な投資や資金調達が可能であれば、より効率的で完全なDTTサービスを検討することができる。これには、より効率的な放送信号のための新しい機器による視聴者への支援も含まれる。 DTTをコアサービス（「ナイトライト」と呼ばれる）に縮小： DTTサービスは最小限のコアチャンネル（例えば、主要な公共サービスチャンネル）を維持することができる。これは、より完全なスイッチオフへの一時的な移行として行うこともできるし、最後の手段のプロバイダーとして無期限に維持することもできる。これにより、インフラの運営は全体として安くなるが、より少ないユーザーに分散することになるものの、FM/DABラジオなどのインフラの共同利用者は、緊急時にレジリエントな放送を提供することもできる。 2030年代にかけてDTTスイッチオフに向けて移行（政府は少なくとも2034年まではDTTを維持することを約束）： 人々がインターネットTVサービスに接続し、使いこなせるようになることを支援するキャンペーンを計画的に実施すれば、DTT停波を促進する可能性がある。これには、公共サービス放送の普遍性を確保し、誰一人取り残さないようにするための慎重な計画が必要であるが、デジタルインクルージョンにとってもより広範な便益がある。

3. 最近の政策動向にみる主な論点（ドイツ）

 論点	内容
<p>共同プラットフォーム、開かれた意見形成プロセス レコメンド機能における公共的アルゴリズム 【メディア州間協定】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • テレメディアサービス（インターネットサービス）規定では、ARDに加盟する州放送協会、ZDF、ドイツラントラジオは、インターネットサービスを<u>共同のプラットフォーム戦略</u>を考慮に入れたうえで提供し、公共放送がインターネットサービスでレコメンド機能を利用したり提供したりする場合、当該機能は<u>開かれた意見形成プロセスと幅広い議論を可能にするもの</u>でなくてはならないと定められている（「メディア州間協定（MStV）」第30条第5項）。つまり、公共放送番組の配信サービスにおけるレコメンド機能のアルゴリズムは、収益を最大化するために設計される営利目的の動画配信プラットフォームのアルゴリズムとは一線を画すものでなければならないとされる。 • ARDとZDFは2024年5月、共同オペレーティングシステム（OS）を通じて、ストリーミングサービスを技術的に統一する計画を発表した。共同OS構築の背景には、「<u>ジャーナリズムの質、編集の多様性、公共サービスの価値</u>を兼ね備えたサービスを共同で作ることで、<u>ドイツ社会に貢献する価値観</u>に基づいた透明性の高いストリーミング・プロバイダーとして、営利を目的とする大手ハイテク企業に対抗するために、共同の立場を確立すること」がある。 • 当該OSによって、商業的なプラットフォームとは対照的に、<u>透明性のある公共サービス・アルゴリズム</u>と、慎重かつ厳格なデータの取り扱いに基づいた、登録ユーザーへのレコメンド機能が導入されると強調。ARDとZDFは、自らを市場と社会の「イネーブラー」と位置づけ、オープンソースのストリーミングOSによって、小規模な商業プレイヤーであっても、簡単に独自のプラットフォームを構築したり、開発する機会が得られるとし、開発・運営の効率化・費用対効果の向上が期待されている。 • 公共放送が主体となって、共同OSを構築し、広く一般に公開することで、公共価値に根差した質の高い多様なストリーミングサービスの実現に向けた取組みが注目される。

3. 最近の政策動向にみる主な論点（フランス）

 論点	内容												
財源の確保 公共放送改革法案 【議会で審議中】	<ul style="list-style-type: none"> 2023年6月に議会の関連委員会で調査報告が行われ、2024年5月に正式に「法案」として起草、審議が開始された。 内容は、①ラジオ、テレビ、国際放送、映像アーカイブセンターを持株会社「France Madia」下にまとめ、冗費を削減する。②「公益」を活動意義とする事業体として、現在昼間には許可されている広告放送を廃止、財源はすべて税からの交付金とする。 議会での論議の焦点は、①の是非と②で、現在の付加価値税の一部に代わる財源が見いだされるかであると目されている。 												
プロミネンス ユーザーインター フェースにおけるプ ロミネンス 【ARCOM公開諮問】	<ul style="list-style-type: none"> 放送基本法「コミュニケーションの自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号」第20-7条では、TV放送を映す画面の番組案内やリモコンのチャンネルボタン等のユーザーインターフェースにおいて、「公益に資する」チャンネルの優先権（プロミネンス）が規定されている。 配信機器の多様化に伴い、対応チャンネルには何が入るかに関するパブコメが2023年に実施されたが、結論は出ず、2024年2月、一義的には公共放送がこれに当たるという前提で「プロミネンス対応」を行うインターフェース事業者のリストが公開された。 <table border="1" data-bbox="521 885 2049 1359"> <thead> <tr> <th data-bbox="521 885 1032 954">スマートTV (Téléviseurs)</th> <th data-bbox="1032 885 1541 954">ストリーミングプレーヤー (Passerelles multimédias)</th> <th data-bbox="1541 885 2049 954">番組配信プラットフォーム (Distributeurs de services)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="521 954 1032 1198"> - SAMSUNG équipés de TIZEN - LG équipés de LG Web OS - TCL équipés d'Android TV ou de Google TV - HISENSE équipés de HISENSE VIDAA U - PHILIPS équipés d'Android TV ou de Google TV </td> <td data-bbox="1032 954 1541 1198"> - Passerelle Chromecast Google TV 4K (logiciels Chrome OS et Android) - Passerelle Amazon Fire TV Stick (logiciel Android) - Passerelles Xiaomi avec TV Stick et MI TV Box (logiciel Android) - Passerelle Apple TV+ </td> <td data-bbox="1541 954 2049 1198"> - Amazon Prime - Canal+ / myCanal - Google TV - Orange - Free - Bouygues Telecom - SFR - Deezer - Apple Music </td> </tr> <tr> <th data-bbox="521 1198 1032 1267">音声アシスタント (Enceintes connectées)</th> <th data-bbox="1032 1198 1541 1267">ゲーム機 (Consoles de jeux)</th> <th data-bbox="1541 1198 2049 1267">アプリストア (Magasins d'applications)</th> </tr> <tr> <td data-bbox="521 1267 1032 1359"> - Google (Google Assistant) - Amazon (Alexa) - Apple (Siri) </td> <td data-bbox="1032 1267 1541 1359"> - Nintendo (Switch) - Sony (PS5) - Microsoft (Xbox Series, Xbox One) </td> <td data-bbox="1541 1267 2049 1359"> - Google Play - Samsung Galaxy Apps - Apple Store </td> </tr> </tbody> </table>	スマートTV (Téléviseurs)	ストリーミングプレーヤー (Passerelles multimédias)	番組配信プラットフォーム (Distributeurs de services)	- SAMSUNG équipés de TIZEN - LG équipés de LG Web OS - TCL équipés d'Android TV ou de Google TV - HISENSE équipés de HISENSE VIDAA U - PHILIPS équipés d'Android TV ou de Google TV	- Passerelle Chromecast Google TV 4K (logiciels Chrome OS et Android) - Passerelle Amazon Fire TV Stick (logiciel Android) - Passerelles Xiaomi avec TV Stick et MI TV Box (logiciel Android) - Passerelle Apple TV+	- Amazon Prime - Canal+ / myCanal - Google TV - Orange - Free - Bouygues Telecom - SFR - Deezer - Apple Music	音声アシスタント (Enceintes connectées)	ゲーム機 (Consoles de jeux)	アプリストア (Magasins d'applications)	- Google (Google Assistant) - Amazon (Alexa) - Apple (Siri)	- Nintendo (Switch) - Sony (PS5) - Microsoft (Xbox Series, Xbox One)	- Google Play - Samsung Galaxy Apps - Apple Store
スマートTV (Téléviseurs)	ストリーミングプレーヤー (Passerelles multimédias)	番組配信プラットフォーム (Distributeurs de services)											
- SAMSUNG équipés de TIZEN - LG équipés de LG Web OS - TCL équipés d'Android TV ou de Google TV - HISENSE équipés de HISENSE VIDAA U - PHILIPS équipés d'Android TV ou de Google TV	- Passerelle Chromecast Google TV 4K (logiciels Chrome OS et Android) - Passerelle Amazon Fire TV Stick (logiciel Android) - Passerelles Xiaomi avec TV Stick et MI TV Box (logiciel Android) - Passerelle Apple TV+	- Amazon Prime - Canal+ / myCanal - Google TV - Orange - Free - Bouygues Telecom - SFR - Deezer - Apple Music											
音声アシスタント (Enceintes connectées)	ゲーム機 (Consoles de jeux)	アプリストア (Magasins d'applications)											
- Google (Google Assistant) - Amazon (Alexa) - Apple (Siri)	- Nintendo (Switch) - Sony (PS5) - Microsoft (Xbox Series, Xbox One)	- Google Play - Samsung Galaxy Apps - Apple Store											



一般財団法人

マルチメディア振興センター

Foundation for MultiMedia Communications